

令和7年12月18日

草津市長 橋川 渉 様

草津市議員報酬および特別職給料審議会
会長 小澤 香奈恵



議員報酬の額ならびに市長および副市長の給料の額の改定について（答申）

令和7年12月4日付け草職発第1746号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり改定すべきであるとの結論を得たので、ここに答申します。

記

1 議員報酬ならびに市長および副市長の給料改定率および改定後の額（月額）

- (1) 改定率 2.83%の引き上げ
(2) 改定後の額 次の表のとおり

	現行額	改定後の額
議 長	571,000円	587,000円
副 議 長	503,000円	517,000円
議 員	453,000円	466,000円
市 長	947,000円	974,000円
副 市 長	797,000円	820,000円

※千円未満四捨五入

2 改定の時期

令和8年4月1日

3 審議の内容（要約）

本審議会は、以下の（1）から（5）までの状況を踏まえ、総合的に検討し、各委員の慎重かつ十分な審議を重ねた結果、議員報酬ならびに市長および副市長の給料の額について、上記1のとおりとすることが適当であるとの結論に至った。

- (1) 草津市における今日までの経緯
(2) 国家公務員の給与改定の状況
(3) 県内・類似団体の状況
(4) 民間企業における賃金の状況
(5) 草津市の財政事情

□ 審議の内容

(1) 草津市における今日までの経緯

草津市議員報酬および特別職給料については、本審議会の答申を受け、平成15年度に平均1.83%の引き下げ、平成18年度に平均3.77%の引き上げ、平成27年度に平均2%の引き下げ、令和6年度には2.26%の引き上げ改定をそれぞれ行っており、人事院勧告による国家公務員の一般職の給与改定の状況等を考慮した改定を行ってきたところである。

(2) 国家公務員の給与改定の状況

国家公務員の一般職の給与（月例給）は、民間の給与水準との比較に基づく人事院勧告の仕組みにより、改定が行われているところである。近年では、平成27年度から5年連続で引き上げ改定がなされ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により、令和2年、令和3年は据え置きとされたものの、令和4年以降は再び引き上げられ、令和7年においても民間企業における賃上げの状況を反映し、前年を上回る大幅な引き上げ改定となっている。

(3) 県内他市・類似団体との状況（令和7年4月1日時点）

県内他市との比較では、大津市に次いで2番目（市長は3番目）に高い水準となっているが、類似団体（本市と人口差1万人以内かつ経営形態が類似している8団体＜本市を含む＞）の平均との比較においては、議長を除いて下回っている状況である。

(4) 民間企業における賃金の状況

現在、景気は緩やかに回復し、インフレ傾向にあることから、民間企業における賃金も、令和5年以降は毎年大幅に引上げがなされている。

(5) 草津市の財政事情

本市は県内他市や類似団体と比べて、財政力指数が高く、経常収支比率は低くなっているなど、財政運営の弾力性は一定維持されている。

(1)～(5)の状況を踏まえ、市長から諮問を受けた議員報酬ならびに市長および副市長の給料の額の改定については、前回の答申内容と同様、直近の人事院勧告の市行政職給料表7級（部長級）給与（月例給）の平均改定率である、2.83%の引き上げ率を用いて改定することが適当であるとの結論に至った。